

## 「中国ブロック発注者協議会」設置要領

### （設置）

第1条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定）」（以下「基本方針」という。）の趣旨を踏まえ、中国ブロック発注者協議会（以下「協議会」という）を設置する。

### （目的）

第2条 協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって中国ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

### （事務）

第3条 協議会は、下記の事項について連絡調整を行う。

- 一 基本方針等に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況
- 二 その他前条の目的を達成するために必要な事項

### （委員）

第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。

### （会長及び副会長）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を置き、会長が指名する。
- 4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

### （幹事）

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

なお、必要に応じて各県地域において連絡調整を図るものとする。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事のうちから会長が指名する。
- 4 幹事会に副幹事長を置き、幹事長が指名する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、中国地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成20年10月9日から施行する。

## 第4条関係(委員)

	所 属	部 署	役 職	備 考
副会長 会 長	警察庁	中国管区警察局	総務監察・広域調整部長	
	財務省	中国財務局	管財部長	
		広島国税局	総務部次長	
	農林水産省	中国四国農政局	整備部長	
	林野省	近畿中国森林管理局	総務部長	
	経済産業省	中国経済産業局	総務企画部長	
	国土交通省	中国地方整備局	局 長	
		中国地方整備局	副局長	
			副局長	
		中国運輸局	総務部長	
	海上保安庁	第六管区海上保安本部	経理補給部長	
	環境省	中国四国地方環境事務所	統括自然保護企画官	
	防衛省	中国四国防衛局	調達部長	
	広島高等裁判所	オブザーバー参加		オブ
	鳥取県	農林水産部	農林水産部長	
		県土整備部	県土整備部長	
	島根県	農林水産部	農林水産部長	
		土木部	土木部長	
	岡山県	農林水産部	農林水産部長	
		土木部	土木部長	
	広島県	農林水産局	農林水産局長	
		土木局	土木局長	
	山口県	農林水産部	農林水産部長	
		土木建築部	土木建築部長	
	広島市	都市整備局	指導担当局長	
	鳥取市	都市整備部	都市整備部長	
	松江市	建設部	建設部長	
	岡山市	都市整備局	都市整備局長	
	三原市	財務部	財務部長	
山口市	総務部	総務部長		
西日本高速道路(株)	中国支社	建設事業部長		
本州四国連絡高速道路(株)	しまなみ尾道管理センター	所 長	本四代表	
(独)森林総合研究所 森林農地整備センター	中国四国整備局	中国四国整備局長		
(独)日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	副所長		
広島高速道路公社	企画調査部	企画調査部長		
事務局	国土交通省	中国地方整備局	総務部長	
			企画部長	

## 第7条関係(幹事会)

	所 属	部 署	役 職	備 考	
副幹事長	警察庁	中国管区警察局	総務監察・広域調整部 会計課長		
	財務省	中国財務局	管財部 統括国有財産管理官		
		広島国税局	総務部 営繕監理官		
	農林水産省	中国四国農政局	整備部 設計課長		
	林野庁	近畿中国森林管理局	総務部 経理課長		
	経済産業省	中国経済産業局	総務企画部 会計課長		
	幹事長	国土交通省	中国地方整備局	企画部長	
				企画部 技術調整管理官	
				企画部 技術開発調整官	
				総務部 契約管理官	
				建政部 建設産業調整官	
港湾空港部 事業計画官					
営繕部 営繕積算調査官					
各県代表事務所長				各県	
中国運輸局		総務部 会計課長			
海上保安庁		第六管区海上保安本部	経理課長		
環境省	中国四国地方環境事務所	国立公園・保全整備課長			
防衛省	中国四国防衛局	調達部 調達計画課長			
広島高等裁判所	オブザーバー参加		オブ		
鳥取県	農林水産部	耕地課長			
	県土整備部	技術企画課長			
島根県	農林水産部	農村整備課長			
	土木部	技術管理課長			
岡山県	農林水産部	農林水産部参与			
	土木部	技術管理課長			
広島県	農林水産局	農林整備管理課長			
	土木局	技術指導室長			
山口県	農林水産部	農村整備課長			
	土木建築部	技術管理課長			
広島市	都市整備局指導部	技術管理課長			
鳥取市	都市整備部	都市政策課長			
松江市	財政部契約検査課	契約検査課長			
岡山市	財政局	技術監理担当課長			
三原市	財務部	契約課長			
山口市	総務部	監理課長			
西日本高速道路(株)	中国支社	建設事業部技術G【GL】			
本州四国連絡高速道路(株)	しまなみ尾道管理センター	副所長	本四代表		
(独)森林総合研究所 森林農地整備センター	中国四国整備局	次長			
	広島水源林整備事務所				
(独)日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	経理課長			
広島高速道路公社	企画調査部	技術管理課長			
事務局		中国地方整備局			

## 「中国ブロック発注者協議会」運営規則

「中国ブロック発注者協議会」設置要領について、下記のとおり運営規則を定める。

記

### 第3条(事務)関係

#### 【業務内容】

協議会は公共工事の品質確保に向けた次の各号にあげる事項について討議を行う。

総合評価の導入・拡大

品質確保に関する取り組みの情報共有・促進等

地域貢献に関する評価の普及促進

受発注者間における適正な関係の構築

### 第6条(会議) 第7条(幹事)関係

#### 【会議等の開催について】

1. 協議会の開催は以下の通りとする。  
協議会は、会長が必要と認めるときに開催する。
2. 幹事会の開催は以下のとおりとする。  
幹事会の会議は、幹事長が招集する。  
幹事会は委員会の検討事項等について予備的検討を行う。  
幹事会の開催は年2回以上開催するものとし、「中国地方公共工事契約業務連絡協議会」との共同開催に努める。
3. 各県地域ごとの発注者協議会(仮称)の設置について  
必要に応じて各県地域ごとに発注者協議会を設け、連絡調整を図るものとする。